

建築確認申請、中間検査、完了検査手数料(令和7年4月1日～)

建築物 (単位:円)

区分 (単位:㎡)	確認審査(※1)	中間検査 (※2)	完了検査		確認審査に加算				
			中間検査あり	中間検査なし (※1)	ルート2審査 加算額	省エネ仕様基準 加算額(一戸建て 住宅)	省エネ仕様基準 加算額(共同住 宅・長屋等)		
30㎡以内	6,000	14,000	13,000	12,000	140,000	A<200㎡ ¥14,000	A<300㎡ ¥30,000		
	10,000			16,000					
30㎡超え 100㎡以内	10,000	18,000	19,000	14,000				200㎡≦A ¥15,000	300㎡≦A< 2000㎡ ¥53,000 2000㎡≦A <5000㎡ ¥97,000 5000㎡≦A ¥150,000
	16,000			20,000					
100㎡超え 200㎡以内	16,000	24,000	26,000	20,000					
	27,000			26,000					
200㎡超え 500㎡以内	27,000	32,000	37,000	26,000					
	51,000			38,000					
500㎡超え 1,000㎡以内	43,000	51,000	63,000	44,000					
	68,000			65,000					
1,000㎡超え 2,000㎡以内	100,000	72,000	89,000	93,000	200,000				
2,000㎡超え 10,000㎡以内	210,000	150,000	170,000	180,000	230,000				
10,000㎡超え 50,000㎡以内	360,000	250,000	280,000	290,000	300,000				
50,000㎡超え	630,000	520,000	560,000	580,000	580,000				
(※1) 上段(黄色の網掛け):法第6条の4第1項、法第7条の5 該当建築物 (建築士の設計・監理建築物、認定型式住宅等) 下段:上記以外									
(※2) 中間検査が必要な建築物 1. RC造またはSRC造で、3階建て以上の共同住宅 2. S造、RC造またはSRC造で、3階建て以上、 かつ延べ面積500㎡を超える建築物									
※手数料の算定方法									
(1)新築	申請建築物の床面積に係る面積区分欄								
(2)計画変更	「増加部分の床面積＋変更部分の床面積の1/2」 により算出した面積区分欄								
(3)移転、用途変更、 大規模な修繕 大規模な模様替え	「申請部分の床面積の1/2」 により算出した面積区分欄								

建築設備 (単位:円)

区分 (1件につき)	確認審査	計画変更 確認審査	完了検査
小荷物用昇降機	8,000	5,000	11,000
上記以外 (エレベーター等)	12,000	8,000	18,000

工作物 (単位:円)

区分 (1件につき)	確認審査	計画変更 確認審査	完了検査
工作物	12,000	7,000	13,000

その他の手数料 (単位:円)

証明内容	手数料	
建築確認申請訂正証明	1件につき	500
建築確認証明	1件につき	500
建築主変更証明	1件につき	500
住宅用家屋証明	1件につき	1,300
その他の証明	1件につき	500

建築許可、認定、指定等申請手数料

(単位:円)

対 象 条 文		手数料
第7条の6第1項第1号もしくは第2号	仮使用認定	120,000
第42条第1項第5号	道路の位置の指定	51,000
第43条第2項第1号	無接道建築物認定	28,000
第43条第2項第2号	無接道建築物許可	33,000
第44条第1項第2号	道路内建築許可	公衆便所 33,000
第44条第1項第3号		28,000
第44条第1項第4号		公共用歩廊 160,000
第47条ただし書	壁面線内建築許可	160,000
第48条ただし書	用途規制	第48条第16項第1号に掲げる場合 160,000
		上記以外の場合 180,000
第51条ただし書	卸売市場等の建築許可	160,000
第52条第6項第3号	容積率緩和	28,000
第52条第10項、第11項又は第14項		160,000
第53条第4項、第5項	建蔽率緩和	33,000
第53条第6項第3号		33,000
第53条の2第1項	最低建築面積許可	160,000
第55条第2項	絶対高さ認定(12m)	28,000
第55条第3項	絶対高さ許可	160,000
第55条第4項	用途規制	160,000
第56条の2第1項 ただし書	日影制限緩和	160,000
第57条第1項	高架工作物内認定	28,000
第57条の2第1項	特例容積率申請	敷地の数が2であるもの 79,000
		敷地の数が3以上であるもの 79,000+28,000($\chi-2$)
第57条の3第1項	特例容積率取消し	6,400+12,000 χ
第58条第2項	高度地区内高さ許可	160,000
第59条第1項第3号	高度利用地区建築許可	公益施設 160,000
第59条第4項		高さ 160,000
第59条の2第1項	総合設計制度	160,000
第60条の3第1項第3号	特定用途誘導地区内許可	160,000
第68条の3第1項	再開発等促進区域内認定	28,000
第68条の3第4項	再開発等促進区域内許可	160,000

対 象 条 文			手数料
第68条の4第1項	地区計画等区域の特例認定	容積率	28,000
第68条の5の3第2項	地区計画等区域の特例許可	高さ	160,000
第68条の5の5第1項	地区計画等区域の特例認定	容積率	28,000
第68条の5の6第1項	地区計画等区域の特例認定	建蔽率	28,000
第68条の7第5項	予定道路に接する敷地の許可	容積率	160,000
第85条第6項	仮設建築物許可 (興行場・博覧会・店舗・工事期間必要な建物)	許可期間が1月以内のもの	60,000
		許可期間が1月を超えるもの	120,000
第85条第7項	仮設建築物許可	許可期限が1年を超える国際会議等	160,000
第86条第1項	新規団地認定	建築物の数が1又は2であるもの	79,000
		建築物の数が3以上であるもの	79,000+28,000($\chi-2$)
第86条第2項	新規連担認定(既存団地認定)	建築物の数が1又は2であるもの	79,000
		建築物の数が3以上であるもの	79,000+28,000($\chi-2$)
第86条第3項	新規団地認定+総合設計許可	建築物の数が1又は2であるもの	220,000
		建築物の数が3以上であるもの	220,000+28,000($\chi-1$)
第86条第4項	新規連担認定+総合設計許可	建築物の数が1であるもの	220,000
		建築物の数が2以上であるもの	220,000+28,000($\chi-1$)
第86条の2第1項	第86条第1項、2項の認定に 総合設計でない増築	建築物の数が1であるもの	79,000
		建築物の数が2以上であるもの	79,000+28,000($\chi-2$)
第86条の2第2項	第86条第1項、2項の認定に 総合設計の増築	建築物の数が1であるもの	220,000
		建築物の数が2以上であるもの	220,000+28,000($\chi-1$)
第86条の5第1項	認定又は許可の取消し		6,400+12,000 χ
第86条の6第2項	一団地の住宅施設認定		28,000
第86条の8第1項	全体計画認定(増改築)	第6条第1項第3号に該当する建築物	28,000
		上記以外	120,000
第87条の2第1項	全体計画認定(用途変更)	第6条第1項第3号に該当する建築物	28,000
		上記以外	120,000
第87条の3第6項	用途変更一時利用の許可	許可期間が1月以内のもの	60,000
		許可期間が1月を超えるもの	120,000
第87条の3第7項		特別興行場等(1年超)	160,000
令第137条の12第6項	大規模の修繕・模様替に伴う接道規定の適用除外に係る認定		28,000
令第137条の12第7項	大規模の修繕・模様替に伴う道路内建築物に係る認定		28,000
令第137条の16第2号	既存不適格建築物の移転にかかわる認定		28,000